

(2) 所在不明となった年金受給権者に対する的確な措置の実施

勸 告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>(受給権者の生存確認)</p> <p>老齢基礎年金の受給権は、受給権者が死亡したときに消滅する（法第 29 条）。このため、機構は、毎月、地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）から、住基ネットに登録された受給権者に係る本人確認情報（注）の提供を受け、必要な確認を行っている（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 9、規則第 18 条第 1 項）。また、住基ネットの本人確認情報と国民年金原簿に登録されている情報が一致しないことにより、住基ネットから本人確認情報の提供を受けることができない受給権者が存在するため、当該受給権者に対しては、年 1 回、機構から「現況届」の様式を送付し、必要な事項が記載され、かつ署名がなされた現況届が当該受給権者から提出されることをもって生存を確認している（規則第 18 条の 2 第 1 項）。</p> <p>（注）「本人確認情報」とは、氏名、生年月日、性別、住所及びマイナンバー（住民基本台帳法第 30 条の 9 等）をいう。</p>	<p>図表4-(2)-①</p>
<p>しかし、現況届により生存確認を行っている受給権者について、住民票上は死亡しているにもかかわらず親族によって健在である旨の現況届の提出がなされ、年金の不正受給が行われていた事案が発生したことを踏まえ、平成 29 年 2 月から、規則第 18 条の 2 第 3 項の規定に基づき、現況届による生存確認を行うに当たり、住民票の添付又はマイナンバーの記入を求めている。マイナンバーを記入した受給権者については、その後、J-LIS から本人確認情報の提供を受け、生存確認を行うことができるようになるため、現況届への住民票の添付は不要とし、また、翌年以降は、現況届による生存確認を省略する取扱いとしている。</p>	<p>図表4-(2)-②</p>
<p>(受給権者の死亡及び所在確認)</p> <p>老齢基礎年金の受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）の規定による死亡の届出義務者は、その旨を 14 日以内に機構に届け出なければならないこととされているが、機構が住基ネットから受給権者の死亡に係る情報を得られる場合であって、受給権者が死亡した日から 7 日以内に、死亡の届出義務者が市町村長に戸籍法に基づく死亡の届出をした場合には、機構への当該届出の必要はないこととされている（法第 105 条第 4 項、規則第 24 条第 1 項及び第 7 項）。</p> <p>年金受給権は、受給権者本人の死亡により消滅する本人の一身専属の権利であって、年金は原則として本人以外の者の生活保障に資するものであってはならないとされている。しかし、平成 22 年に、住民基本台帳に登録されているにもかかわらず、既に死亡している者や所在が不明となっている者に年金を支給し続けていることが社会的な問題となった。これを踏ま</p>	<p>図表4-(2)-③</p>

え、所在不明者を把握する仕組みが十分でなかった点について、法を改正し、平成 26 年 4 月から、受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者（以下「世帯主等」という。）に対し、当該受給権者の所在が 1 か月以上明らかでないときは、速やかに、当該受給権者の氏名や所在不明となった年月日等を記載した「年金受給権者所在不明届」（以下「所在不明届」という。）を提出することを義務付け、所在不明届が提出された場合、機構が、当該受給権者の生存の事実を確認するため、当該受給権者に対し「現況申告書」の提出を求めることができるとされた（法第 105 条第 3 項、規則第 23 条第 1 項及び第 3 項）。

（年金支給の一時差止め）

機構は、受給権者が、正当な理由なく、現況届を提出しない場合や機構が求める書類（現況届に添付又は記入する住民票又はマイナンバー、現況申告書）を提出しない場合には、年金支給を一時差し止めることができることとされている（法第 73 条、規則第 69 条）。

【調査結果】

年金の不正受給の発生を防止したり、既に死亡している者や所在不明者に年金を支給し続けることを防止したりするためには、これらの者を可能な限り把握し、その年金支給を早期に差し止めることが重要である。また、年金受給者の所在が明らかでないにもかかわらず年金が支給され続けている事案が社会的な問題となったことを受けて法改正が行われ、所在不明届の提出が義務付けられたことを踏まえると、不正受給の発生防止を図る上では、所在不明届の提出についても不正受給事案の端緒を把握する契機の一つとして、積極的に活用していくことが求められる。これらの取組を通じて、国民年金業務の運営に対する国民の信頼性の向上を図っていくことが必要であると考えられる。

このような観点から、今回、機構における所在不明者の把握状況、所在不明者を把握した後の対応状況等について調査した結果、以下のような状況がみられた。

ア 所在不明者の把握状況

（所在不明届の提出状況）

「平成 28 年における行方不明者の状況」（平成 29 年 6 月警察庁生活安全局生活安全企画課）によると、平成 28 年に発生した（警察が行方不明の届出を受理）70 歳以上の行方不明者は 1 万 9,707 人である。このうち、1 か月以上所在確認ができなかった者の数は明らかにされておらず、そこで、平成 28 年に所在確認された全年代の行方不明者のうち当該届出の受理から所在確認までに要した期間が 1 か月以上の者の割合からこれを推計すると、約 3,700 人と推測される。一方、平成 28 年度の所在不明届

図表4-(2)-④

図表4-(2)-⑤

の受付件数は 288 件であり、そもそも所在不明届を提出していない所在不明者の世帯主等が多数存在すると考えられる。

また、当省が 45 年金事務所を対象として、これら年金事務所が平成 28 年度及び 29 年度（29 年 9 月末まで）に受け付けた所在不明届（54 件）について、所在不明届の提出義務が発生してから所在不明届が提出されるまでに要した期間を調査したところ、受給権者が所在不明となつてから 1 か月を経過した日から起算して 1 年以上経過してから提出されたものが 19 件（35.2%）みられ、所在不明者の世帯主等による速やかな所在不明届の提出が励行されていない状況がみられた。

図表4-(2)-⑥

（所在不明届の提出を促す取組の実施状況等）

機構は、所在不明届の提出を促すため、現況届の様式や年金証書の送付時に同封しているパンフレットに「年金を受けている方の所在が 1 月以上明らかでないときは、その世帯の世帯員の方は所在不明についての届出を行う必要があります。」と記載して、所在不明届の提出を周知しているほか、機構ホームページにおいても周知を行っている。

図表4-(2)-⑦

しかし、受給権者が所在不明となった場合、所在不明者の世帯主等が最初に相談・報告等を行うと考えられる警察や市町村に対し、厚生労働省や機構本部から、所在不明届の提出に係る周知依頼等は特に行われていない。

一方、調査した年金事務所の中には、管内の市町村に対して、受給権者の家族等から受給権者が所在不明である旨の相談を受け付けた場合には、年金事務所に情報提供するよう依頼するなど、所在不明者の把握に努めている例がみられた。

図表4-(2)-⑧

（所在不明者を把握するその他の取組）

機構は、厚生労働省からの指示を受け、平成 22 年及び 25 年に、全国
の受給権者の生存確認等調査を実施しており、22 年の調査では、直近 1 年間に後期高齢者医療給付を受けていない者のデータを、また、25 年の調査では、介護保険の特別徴収が行われていない者のデータをそれぞれ活用することで、既に死亡していた者や所在不明者を多数把握している。しかし、その後、このような調査は実施されていない。

図表4-(2)-⑨

イ 所在不明届受付後の対応状況

（年金支給の一時差止めの実施状況）

当省が 45 年金事務所を対象として、これら年金事務所が平成 28 年度及び 29 年度（29 年 9 月末まで）に受け付けた所在不明届（54 件）について、当該年金事務所における所在不明届受付後の対応状況を調査したところ、所在不明届の受付後間もなく死亡届が提出されたもの、所在不明とされた受給権者本人から申出があったもの及び不在者財産管理人が

登録されたもの（計3件）を除いた51件において、年金支給の一時差止めが行われていた。

これらの51件の中には、当該受給権者が所在不明となった日から一時差止めまでの間に年金が支給されていたことが確認できた例がみられ、中には、当該受給権者に係る所在不明届の提出義務が発生（所在不明となった日から1か月以上経過）してから所在不明届が提出されるまでに長期間が経過していたため、この間に多額の年金が支給されていた例がみられた。

（年金支給の一時差止め後の対応）

調査した年金事務所では、これらの51件について、所在不明届の受付後、その届出者に対して、当該受給権者が所在不明となった経緯や所在不明となった日以降に支払われた年金の行方等について積極的に聴取している例等はみられなかった。

これらについて、調査した年金事務所では、「受給権者の死亡が確認できない以上、当該受給権者の年金受給権は消滅していない。したがって、所在不明となった日以降に支給した年金については、当該受給権者の死亡が確認された日以降の期間を除いては返還を求めることはできないため、事情聴取等を行わなくとも特段の支障はない」としている。

しかし、厚生労働省では、「所在不明届の提出が義務付けられた理由は、年金受給者の所在が明らかでないにもかかわらず年金が支給されることは適切でなく、そのような状況が不正受給事案につながる可能性があるためである」としており、所在不明届の提出の義務化が、住民基本台帳に登録されていながら所在が不明である者や既に死亡していた者の存在が発覚し、問題となったことを背景としていることを踏まえると、所在不明となった日から所在不明届の提出までに長期間を要しているものを把握した場合には、必要に応じ当該受給権者が所在不明となった経緯等の実態把握に努めるべきであると考えられる。また、所在不明届を法令の規定どおり速やかに提出した者との公平性や、所在不明届の早期提出を促す観点からも、所在不明届の提出が遅れた場合には、その理由等を確認し、機構の業務運営に対する信頼性を確保していく必要があると考えられる。

【所見】

したがって、厚生労働省は、年金支給の公平性を確保するとともに、国民年金業務の運営に対する国民の信頼性の向上を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 所在不明者の世帯主等に所在不明届の的確な提出を促す等の協力を関係機関に対し要請したり、後期高齢者医療の利用情報等を活用した定期的な調査を行ったりする等、所在不明となった年金受給権者を的確に把

図表4-(2)-⑩

<p>握するための方策を検討すること。</p> <p>② 機構に対し、所在不明届を受け付けた際、所在不明となった日から当該所在不明届の提出までに長期間を要している場合には、その理由を確認するとともに、必要に応じ当該受給権者が所在不明となった経緯等の実態把握に努めるよう、指導すること。</p>	
--	--

図表 4-(2)-① 受給権者の生存確認に関する法令の規定

○ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）（抜粋）

（失権）

第 29 条 老齢基礎年金の受給権は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

○ 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）（抜粋）

（住民票の記載事項）

第 7 条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

一 氏名

二 出生の年月日

三 男女の別

四～六 （略）

七 住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日

八 （略）

八の二 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

九～十二 （略）

十三 住民票コード（番号、記号その他の符号であつて総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）

十四 （略）

（住民票コードの指定）

第 30 条の 2 地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）は、総務省令で定めるところにより、市町村長ごとに、当該市町村長が住民票に記載することのできる住民票コードを指定し、これを当該市町村長に通知するものとする。

2 （略）

（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）

第 30 条の 6 市町村長は、住民票の記載、消除又は第七条第一号から第三号まで、第七号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項（同条第七号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部についての記載の修正を行つた場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報（住民票に記載されている同条第一号から第三号まで、第七号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項（住民票の消除を行つた場合には、当該住民票に記載されていたこれらの事項）並びに住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を都道府県知事に通知するものとする。

2・3 （略）

（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等）

第 30 条の 7 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知に係る本人確認情報を、機構に通知

するものとする。

2 (略)

3 第一項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

(国の機関等への本人確認情報の提供)

第 30 条の 9 機構は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、第三十条の七第三項の規定により機構が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「機構保存本人確認情報」という。）のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。ただし、個人番号については、当該別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

別表第一 (第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係)

提供を受ける国の機関又は法人	事務
七十七 厚生労働省及び日本年金機構	国民年金法による被保険者に係る届出、年金である給付若しくは一時金に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除、受給権者に係る届出、同法第九十五条の保険料その他徴収金の徴収、同法第百十九条の三の設立の認可又は同法第百三十九条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

○ 国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）（抜粋）

(厚生労働大臣による老齢基礎年金の受給権者の確認等)

第 18 条 厚生労働大臣は、毎月、住民基本台帳法第三十条の九の規定による老齢基礎年金の受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。

2 (略)

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により必要な事項について確認を行つた場合において、老齢基礎年金の受給権者の生存若しくは死亡の事実が確認されなかつたとき（次条第一項に規定する場合を除く。）又は必要と認めるときには、当該受給権者に対し、当該受給権者の生存の事実について確認できる書類の提出を求めることができる。

4 (略)

(機構保存本人確認情報の提供を受けることができない老齢基礎年金の受給権者に係る届出等)

第 18 条の 2 厚生労働大臣は、住民基本台帳法第三十条の九の規定による老齢基礎年金の受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができない場合には、当該受給権者に対し、次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書（自ら署名することが困難な受給権者にあつては、当該受給権者の代理人が署名した届書。以下同じ。）を毎年厚生労働大臣が指定す

る日（以下「指定日」という。）までに提出することを求めることができる。

- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
- 二 基礎年金番号
- 三 老齢基礎年金の年金証書の年金コード

2 （略）

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により届書の提出を求めた場合において、必要と認めるときには、当該受給権者に対し、当該受給権者の生存の事実について確認できる書類の提出を求めることができる。

4 （略）

(注) 下線は当省が付した。

図表 4-(2)-② 「現況届により生存確認を行っている年金受給権者への対応について」(平成 29 年 1 月 19 日付け年管管発 0119 第 2 号厚生労働省年金局事業管理課長通知)(抜粋)

1 趣旨

現況届による生存確認を行っている年金受給権者について、現況届に住民票の添付又は個人番号の記入を求め、住民基本台帳ネットワークによる生存確認を行うこと等により、適正な年金の給付を確保する。

2 対象者

国民年金法施行規則(昭和 35 年厚生省令第 12 号)第 18 条の 2 第 1 項、第 36 条の 2 第 1 項、第 51 条の 2 第 1 項、厚生年金保険法施行規則(昭和 29 年厚生省令第 37 号)第 35 条の 2 第 1 項、第 51 条の 2 第 1 項及び第 68 条の 2 第 1 項等の規定に基づき現況届の提出を求めている者。ただし、日本年金機構に海外住所を届出している者及び診断書を添付して現況届を提出している者を除く。

3 対象者に対する生存の事実について確認できる書類等の提出要求

(1) 生存の事実について確認できる書類による生存確認

上記 2 の対象者に対し、期限を定めて、現況届の提出の際に生存の事実について確認できる書類(住民票、在留証明書、入院証明書等)の提出を求めること(中略)。

さらに、当該期限までに、生存の事実について確認できる書類の提出がない場合は、改めて提出期限を定めて、再度その提出を勧奨すること。改めて定める提出期限は、勧奨月の翌月末日までの期間とすること。

(2) 個人番号による生存確認

年金受給権者又はその代理人が現況届に個人番号を記入し、年金受給権者の個人番号が確認できる書類(個人番号カードの写等)をあわせて提出し、住民基本台帳ネットワークで生存が確認できる場合には、(1)の生存の事実について確認できる書類の提出は不要とすること。

4 年金受給権者等から生存の事実について確認できる書類の提出がない場合等の対応

上記 2 の対象者又はその代理人から、勧奨月の翌月末日までの期間に上記 3 の生存の事実について確認できる書類の提出がない場合であって、介護保険料等の特別徴収が行われていない者等については、日本年金機構の職員が当該受給権者の住所地等を訪問するなどした上で、それでもなお、生存が確認できない場合には、年金支給を一時差し止める等の措置を講ずること。

6 個人番号収録への対応

上記 3 の生存の事実について確認できる書類等の提出により年金受給権者の生存が確認できた場合には、翌年以降に現況届の提出が省略できるように個人番号の収録に努めること。

7 その他

年金受給権者本人が年金事務所の窓口に来所し、本人確認書類に基づき住民基本台帳ネットワークにより生存が確認できる場合には、生存の事実について確認できる書類の提出は不要であること。

図表 4-(2)-③ 受給権者の死亡及び所在確認に関する法令の規定

○ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）（抜粋）

（届出等）

第 105 条 （略）

2 （略）

3 受給権者又は受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令の定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令の定める書類その他の物件を提出しなければならない。

4 被保険者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を第三号被保険者以外の被保険者に係るものにあつては市町村長に、第三号被保険者又は受給権者に係るものにあつては厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、厚生労働省令で定める被保険者又は受給権者の死亡について、同法の規定による死亡の届出をした場合（厚生労働省令で定める場合に限る。）は、この限りでない。

5 （略）

○ 国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）（抜粋）

（所在不明の届出等）

第 23 条 老齢基礎年金の受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、当該受給権者の所在が一月以上明らかでないときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一 届出人の氏名及び住所並びに届出人と受給権者との身分関係

二 受給権者と同一世帯である旨

三 受給権者の氏名及び生年月日

四 受給権者の基礎年金番号

五 受給権者の所在不明となつた年月日

六 老齢基礎年金の年金証書の年金コード

2 （略）

3 厚生労働大臣は、第一項の届書が提出されたときであつて、必要と認めるときには、当該受給権者に対し、当該受給権者の生存の事実について確認できる書類の提出を求めることができる。

4～7 （略）

（死亡の届出）

第 24 条 法第百五条第四項の規定による老齢基礎年金の受給権者の死亡の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、当該事実があつた日から十四日以内に、機構に提出することによつて行わなければならない。

一 届出人の氏名及び住所並びに届出人と受給権者との身分関係

二 受給権者の氏名及び生年月日

二の二 受給権者の基礎年金番号

- 三 受給権者の死亡した年月日
- 四 老齢基礎年金の年金証書の年金コード

2～6 (略)

7 法第百五条第四項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、受給権者の死亡の日から七日以内に当該受給権者に係る戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出をした場合とする。

(注) 下線は当省が付した。

図表 4-(2)-④ 年金支給の一時差止めに関する法令の規定

○ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）（抜粋）

第 73 条 受給権者が、正当な理由がなく、第百五条第三項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、年金給付の支払を一時差し止めることができる。

○ 国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）（抜粋）

（支払の一時差止め）

第 69 条 年金給付について、法第七十三条の規定によつて支払の一時差止めをする場合は、受給権者が正当な理由がなく、第十八条第三項に規定する書類、第十八条の二第一項に規定する届書、同条第三項若しくは第二十三条第三項に規定する書類、第三十六条第三項に規定する書類、第三十六条の二第一項に規定する届書、第三十六条の二第三項に規定する書類、第三十六条の三第一項に規定する届書若しくはこれに添えるべき書類等、第三十六条の四の書類等、第三十六条の五若しくは第五十一条第三項に規定する書類、第五十一条の二第一項に規定する届書、同条第三項に規定する書類、第五十一条の三第一項に規定する届書若しくはこれに添えるべき書類等、第五十一条の四の書類等、第五十一条の五若しくは第六十条の六第三項に規定する書類、第六十条の六の二第一項に規定する届書又は同条第三項に規定する書類を提出しないときとする。

(注) 下線は当省が付した。

図表 4-(2)-⑤ 1か月以上所在不明となっている70歳以上の者の推計

① 平成28年に警察が届出を受理した行方不明者	84,850人
② ①のうち70歳以上の者	19,707人
③ 平成28年に所在確認された行方不明者	83,865人
④ ③のうち、行方不明の届出を受理してから所在確認までに1か月以上要した者	15,962人
⑤ 行方不明の届出の受理から所在確認までに1か月以上要した割合 (④÷③)	19.0%
(推計) 1か月以上所在不明となっている70歳以上の者 (②×⑤)	3,751人

(注) 「平成28年における行方不明者の状況」(平成29年6月警察庁生活安全局生活安全企画課)に基づき、当省が推計した。

図表 4-(2)-⑥ 所在不明届の提出義務が生じてから所在不明届が提出されるまでに要した期間の状況 (単位:件)

期間	7日以内	8～14日	15～30日	31～60日	61日～ 1年未満	1年以上 3年未満	3年以上	不明
件数	8 (14.8%)	5 (9.3%)	5 (9.3%)	6 (11.1%)	9 (16.7%)	4 (7.4%)	15 (27.8%)	2 (3.7%)
累計	8 (14.8%)	13 (24.1%)	18 (33.3%)	24 (44.4%)	33 (61.1%)	37 (68.5%)	52 (96.3%)	54 (100%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「期間」とは、受給権者が所在不明となって1か月を経過した日(所在不明届に記載されていた所在不明となった日から起算して1か月後の翌日)から所在不明届が提出された日までの期間である。

3 ()内は、総件数(54件)に占める割合である。

4 「不明」とは、受給権者が所在不明となった日及び所在不明届が提出された日が所在不明届から判明しなかったものである。

図表 4-(2)-⑦ 機構による所在不明届の提出に係る周知

○ パンフレット「年金を受給される皆様へ 届出・手続の手引き」（日本年金機構）（抜粋）

年金を受けている方が所在不明になったとき（ご家族の方が行う手続）

年金を受けている方の所在が1月以上明らかでないときは、その世帯の世帯員の方は所在不明についての届出を行う必要があります。その後、受給権者ご本人への現況申告書が送付されますが、現況申告書の返信がない場合については年金の支払いが一時止まります。

届出用紙：「所在不明届」

提出先：お近くの年金事務所

○ 日本年金機構ホームページ（抜粋）

年金を受けている方が所在不明になったとき

180010-237-277-753 更新日：2017年4月3日 [印刷する](#)

1月以上所在不明になったとき

年金を受けている方の所在が1月以上明らかでないときは、その世帯の世帯員の方は所在不明についての届出を行う必要があります。その後、受給権者ご本人へ現況申告書が送付されますが、現況申告書の返信がない場合については年金の支払いが一時止まります。
提出先はお近くの[年金事務所](#)になります。

1月以上所在不明になった方の所在が判明したとき

年金の支払いが止まっている方の所在が明らかになったときは、止まっている年金の解除の手続きが必要になりますので、お近くの年金事務所までご連絡をお願いします。

所在不明となって1年以上経過したとき（他に年金をうけられる方がいる場合のみ）

2人以上の子などが遺族年金を受けている場合、そのうち1人以上の方の所在が1年以上明らかでないときは、所在が明らかでなくなったときにさかのぼって年金が止まります。
また、これにより、支給が停止されていた方について年金が支払われるようになりますので、受ける権利のある他の方は、届け出いただくようお願いします。
提出先はお近くの[年金事務所](#)または[街角の年金相談センター](#)になります。また、遺族基礎年金のみを受けている方は、市区町村役場の窓口でも提出できます。

様式及び記入例

[遺族基礎・厚生年金受給権者の所在不明による支給停止申請書](#)

[様式 \(PDF 254KB\)](#)

[記入例 \(PDF 103KB\)](#)

図表 4-(2)-⑧ 調査した年金事務所において所在不明者の把握に努めている例

年金事務所	事例の内容
仙台東	管内の市町村の担当者会議等の場で、行方不明者の情報を把握した場合は当該者の家族等に所在不明届の提出を促すよう依頼している。
金沢南	管内 2 市の国民年金担当者に対する国民年金業務の研修の際、行方不明者の情報を入手した場合には年金事務所へ情報提供するよう依頼している。
七尾	<p>平成 26 年 4 月に所在不明届の提出が義務化された際、管内市町に対して、所在不明者の家族等から相談があった場合の年金事務所への連絡、当該家族等からの事情の確認や所在不明届の様式の交付等を依頼している。</p> <p>また、管内市町から所在不明者の情報が連絡された際、所在不明となった日から 1 か月以上経過している場合には、当該市町に対して、所在不明者の家族等に所在不明届の様式を渡し、記載してもらうようお願いするケースもある。</p>
福島	平成 29 年度から 2 か月に 1 度、国民年金課長とお客様相談室長が管内の 2 区役所の年金担当課の職員と意見交換等を行っており、その際、区民から行方不明や死亡の疑いについての相談があれば、年金事務所にも相談するよう当該相談者に案内してもらうよう、また、当該相談者が年金事務所に相談することを拒否した場合には、区が得た情報を年金事務所に連絡してもらうよう依頼している。

(注) 当省の調査結果による。

図表 4-(2)-⑨ 機構が実施した全国の受給権者の生存確認等調査の概要

時期	平成 22 年度
経緯	高齢者の実際の状況を行政が適切に把握できていない事例の報道が相次いでいることを受け、厚生労働省が機構に受給権者の安否確認の調査を指示したもの
概要	<p>① 110 歳以上の年金受給権者の緊急安否確認</p> <p>年金記録上 110 歳以上の受給権者について、市町村が安否を確認している者についてはその情報を入手し、それ以外の者については年金事務所職員が戸別訪問した結果、対象者 59 人中、死亡判明者 5 人、所在不明者 1 人を把握した。</p> <p>② 85 歳以上の現況届提出者の無作為抽出調査</p> <p>85 歳以上の現況届提出者の中から無作為で抽出した者について、年金事務所職員が戸別訪問等を行った結果、抽出者 770 人中、死亡判明者 48 人、所在不明者 27 人を把握した。</p> <p>③ 後期高齢者医療の未利用情報を活用した調査</p> <p>機構が、後期高齢者医療広域連合から、76 歳以上の者であって、直近 1 年間に後期高齢者医療給付を受けていない者のデータ（34 万 1,312 人分）を入手し、これと年金受給権者情報との突き合わせを実施した結果、死亡判明者 270 人、所在不明者 1,414 人を把握した。</p>

時期	平成 25 年度
経緯	既に死亡して住民票は削除されているが、受給権者以外の者が受給権者になりすまして現況届を提出することで年金が支給され続けていた事例が判明したことを受け、厚生労働省が機構に一斉調査を指示したもの
概要	現況届提出者のうち、75 歳以上の者であって、介護保険料の特別徴収が行われていない者全員について、年金事務所職員が戸別訪問等を実施した結果、対象者 7,207 人中、死亡判明者 233 人、所在不明者 89 人を把握した。

(注) 当省の調査結果による。

図表 4-(2)-⑩ 当該受給権者に係る所在不明届の提出義務が発生してから所在不明届が提出されるまでに長期間が経過していたため、この間に多額の年金が支給されていた例

事例 No.	①	②	③	④
当該受給権者が所在不明となった日（当時の年齢）	平成 23 年 5 月 17 日 (79 歳)	平成 22 年 1 月 2 日 (65 歳)	平成 21 年 9 月 20 日 (79 歳)	平成 24 年 3 月 27 日 (64 歳)
所在不明届の受付日	平成 29 年 2 月 28 日	平成 28 年 9 月 23 日	平成 29 年 1 月 20 日	平成 29 年 9 月 15 日
所在不明となった日から所在不明届の受付日までの期間（所在不明届の提出義務発生時点（平成 26 年 4 月 1 日）からの経過期間）	約 5 年 9 か月 (約 2 年 11 か月)	約 6 年 9 か月 (約 2 年 6 か月)	約 7 年 4 か月 (約 2 年 10 か月)	約 5 年 6 か月 (約 3 年 5 か月)
年金支給の一時差止日	平成 29 年 5 月 17 日	平成 28 年 11 月 4 日	平成 29 年 3 月 3 日	平成 29 年 10 月 26 日
所在不明となった日から一時差止めになるまでの間に支給された年金額	約 1,059 万 円	約 501 万円	約 1,118 万円 (注 2)	約 1,307 万円

(注) 1 当省の調査結果による。

2 所在不明届の提出後、当該者について失踪宣告が行われ、平成 28 年 9 月 20 日に死亡したとされたことから、当該日以降に支給された年金（47 万 7,238 円）については返還請求が行われている。